

協力企業 サステナビリティガイドライン

2025 年 8 月 1 日改定

協力企業 CSR ガイドラインから名称変更・改定

2017 年 05 月 1 日制定



株式会社エクセディ

調達本部

目 次

	頁
I はじめに	1
II エクセディの企業理念・サステナビリティ方針	2
1. 企業理念	2
2. サステナビリティ方針	3
III エクセディの調達基本方針	5
IV 協力企業サステナビリティガイドライン	6
1. 持続可能な社会への貢献	6
2. コンプライアンス	6
3. 人権・労働	7
4. 地域・グローバル社会	9
5. リスク管理	10
6. サステナビリティガイドラインの遵守	10
7. 評価	10
8. 皆様の協力企業様への展開	10
9. サステナビリティ評価表	資料-1

I はじめに

1923 年の創業以来、株式会社エクセディ及びそのグループ会社は、各国・各地域での誠実な企業活動を通じて、社会の持続的な発展への貢献に努めて参りました。

その貢献に向けて、私たちは常に「社会への貢献」「お客様へのお役立ち」「社員の幸せ」を目指し努力し続ける事が重要との認識から、企業理念「喜びの創造」を定め、グローバル企業としてふさわしい行動を実践できるように「CSR 方針」を制定し取り組んで参りましたが、この度、事業環境変化等を踏まえ、「CSR 方針」を「サステナビリティ方針」へ改定いたしました。

「サステナビリティ方針」には、協力企業の皆様にも当方針の趣旨をご理解いただき、行動に繋げていただくことへの期待を述べておりますが、より具体的に皆様をお願いしたい事項を「協力企業サステナビリティガイドライン」として取り纏めました。

協力企業の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、法および法の精神を遵守し、自らの社内で実践されますとともに、皆様の協力企業様に対しても同様のご展開と実践をご要請いただきます様、宜しく願いいたします。

2025 年 7 月

株式会社エクセディ

調達本部

Ⅱ エクセディの企業理念・サステナビリティ方針

1. 企業理念「喜びの創造」

私たちのめざす姿（理念）

【喜びの創造】

一人一人の良心と未来への希望をもって、社会の喜びを創造しよう
高い技術とこまやかな対応をつうじて、お客様の喜びを創造しよう
誇りある仕事と自己成長をつうじて、私たちの喜びを創造しよう

私たちの行動指針

私たち一人一人が

自ら進んで参加しよう	（挑戦の活力ある社風）
努力と成果を認めあおう	（努力が報われる社風）
言葉と行動を一致させよう	（やりとげる社風）
相互に信頼し尊敬しあおう	（誇りのもてる社風）
成長の笑顔を認めあおう	（個性を活かす社風）

事業領域

高い技術力とこまやかな対応力をもった駆動系を中心とする
総合メーカーとして世界の一流であることを目指そう

経営方針

グローバル企業として成長・進化し、持続可能な社会の実現に
貢献する（サステナビリティ）

1. 安全最優先
2. 最高品質
3. 納期厳守
4. 競争力あるものづくり
5. スピード
6. 働いてよかったと思える会社
7. ESG重視（環境・社会的課題・経営管理体制）

2. サステナビリティ方針

【基本方針】

エクセディグループの全ての従業員は以下 11 項目に基づき、誠実な事業活動の実践を通じ、社会の持続的な発展に積極的に貢献していきます。

【活動方針】

1) 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

社会に有用で安全な商品・サービスを開発・提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決に努めます。

2) 法令順守・腐敗防止の実践

国内外の関係法令の順守、各地域の文化・歴史の尊重、当地行政との健全な関係の維持により、公正な事業活動に努めます。特に、利益供与の強要・贈収賄・入札談合・利益相反・マネーロンダリング・不正な経理処理を含むあらゆる形態の腐敗の防止に努め、競争法・贈収賄規制法・輸出規制法などに関わる法令違反行為に関与しません。

3) 人権の尊重

エクセディグループ人権方針を順守し、全ての人々の人権を尊重します。

4) 働き方の改革、職場環境の充実

従業員の能力を高め、多様性・人格・個性を尊重する働き方の実現に努めます。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備します。

5) 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動します。

6) 公正な事業慣行

公正で自由な競争、適正な取引、責任ある調達活動に努めます。また、協力企業を対等のパートナーとして尊重し、サプライチェーン全体の共存共栄を図ります。

7) 情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図ります。

8) お客様との信頼関係

お客様に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得するように努めます。

9) 社会参画と発展への貢献

「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

10) リスク管理の徹底

市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ・サイバー攻撃・自然災害等に備え、組織的なリスク管理を徹底します。

11) 経営トップの役割と本方針の徹底

経営トップは、本方針の実現が自らの役割であることを認識し、グループ内に周知徹底し、サプライチェーンにも本方針の精神に基づく行動を促します。また、本方針の精神に反し、社会的信頼を失う事態の発生時には、率先して問題解決、再発防止等に努めます。

Ⅲ エクセディの調達基本方針

エクセディは、お客様に喜んでいただける商品・サービスを提供する為に、次の4つの基本方針に基づき調達活動を行っています。

双方向のコミュニケーションを促進し、相互信頼を基本に共存共栄を図る。

1. 開かれた公正・透明な取引

協力企業様の選定にあたっては、国籍・企業規模・取引実績の有無を問わず公正かつ公平な参入機会を提供し、品質・納期・コスト・技術などの能力に加え、継続的な改善に取り組む経営姿勢、環境問題などの社会的責任に対する取り組みなどを総合的に判断いたします。

2. 相互信頼に基づく共存共栄

協力企業様と密接な双方向コミュニケーションにより、相互に必要な情報を共有し信頼関係を築きます。それを基に、競争力強化のパートナーとして相互研鑽に努め、共存共栄を図ります。

3. グリーン調達の推進

「グリーン調達ガイドライン」に基づき、環境負荷の少ない商品・サービスの提供を推進します。

4. コンプライアンスの遵守

関係法令並びに「自動車産業適正取引ガイドライン」（経済産業省策定）、「協力企業サステナビリティガイドライン」とその精神を遵守します。

Ⅳ 協力企業サステナビリティガイドライン

エクセディグループは、企業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献したいと考えています。その為に、協力企業の皆様には下記項目へのお取り組みをお願いしたいと考えております。

また、皆様の協力企業様に対しても、皆様のサステナビリティ方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じて、下記項目の普及・浸透に努めていただくことを期待します。

1. 持続可能な社会への貢献

1) 商品・サービスの安全性

安全性に配慮した商品・サービスを提供する。

2) 商品・サービスの社会的有用性

社会のニーズを正しく把握し、顧客・消費者に受け入れられる有益な商品・サービスを提供する。

2. コンプライアンス

1) 法令及びその精神の遵守

(1) 各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守する。

(2) コンプライアンス徹底の為、方針や体制、行動指針、通報制度、教育などの仕組みを整備し実施する。

2) 機密情報の管理・保護

(1) 開発や経営情報など、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。

(2) 他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他の条件を確認の上、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。

(3) 従業員や取引先などに関する個人情報、正当な方法によってのみ入手すると共に、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

3) 知的財産の保護

(1) 自社が保有又は自社に帰属する特許権、商標権、著作権、ノウハウなどの知的財産権等が第三者に侵害・不正使用されないように保護する。

- (2) 第三者が保有又は第三者に帰属する知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェアの不正コピー等の権利侵害を行わない。

4) 競争法の遵守

私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わない。

5) 輸出取引管理

輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を入手・作成・提供するなどの管理を徹底する。

6) 腐敗防止

- (1) 政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- (2) 不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とした接待・贈答・金銭の授受・供与を行わない。
- (3) 簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引又はその誤解を与えるような取引を行わず、すべての取引について正確且つ公正に反映した記録（帳票や帳簿等）を作成し、保持する。

3. 人権・労働

1) 差別

国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障がい、趣味、学歴、性的指向、性自認、皮膚の色、言語、政治、出身、財産、門地（出生等）、雇用形態などに基づく国際条約等で保護されるべき個性を尊重し、非合理的あらゆる差別を行わない。

2) ハラスメント

- (1) 暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行わない。
- (2) 国際条約等で保護されるべき個性を理由としたあらゆる形態のハラスメントを行わず、また許さない。
- (3) 従業員に対して、業績を妨げる、尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような行為を行わない。
- (4) いかなるハラスメントの苦情に対し、直ちに報告や調査を行う。また従業員が報復や脅迫、嫌がらせを恐れずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

3) 児童労働

- (1) 児童労働を行わない。
- (2) 就労可能年齢は 15 歳、もしくは各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれかのうち最高年齢とする。
- (3) 18 歳未満の従業員を危険有害業務、深夜労働に従事させない。
- (4) 職業訓練や見習については、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。

4) 強制労働

- (1) 強制労働を行わない。
- (2) 全ての労働は自発的であり、従業員が自由に離職できることを確実に保障する。
- (3) 雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。また、採用手数料など国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。

5) 賃金

- (1) 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令等を遵守して従業員に給与を支払う。
- (2) 法定必須給付を支給する。
- (3) 給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守し、適時明確に従業員に伝える。

6) 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令等に従う。

7) 従業員との対話・協議

- (1) 従業員の代表もしくは従業員と誠実に協議・対話し、常に相互の理解を促進する。
- (2) 事業活動を行う国の該当法令等に基づいて、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を認める。
- (3) 従業員が経営層へオープンで直接対話できる権利を保証し、いかなる報復、脅迫や嫌がらせを行わない。

8) 安全・健康な労働環境

- (1) 誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
- (2) 職場での健康増進活動や疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

9) 多様な働き方の実現

- (1) 年齢、性別、国籍など個々の違いを活かし、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる風土づくりに努める。
- (2) 個の状況に柔軟に対応する、多様な働き方に対応できる制度の充実に努める。

4. 地域・グローバル社会

1) 環境

- (1) 環境との調和ある成長を目指し、事業活動の全ての領域を通じて、ゼロエミッションに挑戦する。
- (2) 各国の環境関係法令を遵守するとともに、環境保全活動を推進し、環境マネジメントシステムの確立により継続的な改善を行う。
- (3) 環境負荷物質の適正管理に取り組む。
(詳細は、「グリーン調達ガイドライン」を参照ください。)

2) 責任ある資源・原材料調達

人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物等）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には使用回避に向けた施策を行う。

3) 地域への貢献

豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を目指す。

4) ステークホルダーへの情報の開示

経営・財務・環境保全・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正確、公正、かつ迅速に開示し、健全な関係の維持・発展に努める。

5. リスク管理

反社会的勢力の行動やテロ・サイバー攻撃・自然災害等に備え、従業員の行動マニュアルを整備し、教育・訓練を計画的に行う等、リスクの最小化に努める。

6. サステナビリティガイドラインの遵守

経営トップは、本ガイドラインの実現が自らの役割であることを認識し、自社グループ内に周知徹底する。また、本ガイドラインの精神に反し、社会的信頼を失う事態の発生時には、率先して問題解決、再発防止等に努める。

7. 評価

資料—1「サステナビリティ評価表」を用いて貴社の遵守状況をチェックし、継続的な改善に取り組んでください。弊社からも定期的に遵守状況を確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

8. 皆様の協力企業様への展開

- 1) 皆様の協力企業様に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様の協力企業様におけるサステナビリティへの取組みの浸透・普及に努めてください。
- 2) 浸透・普及にあたっては、サプライチェーンの全体を意識し、必要に応じたフォロー・是正対応を行ってください。必要に応じて資料—1「サステナビリティ評価表」を含む本ガイドラインを活用してください。